

## 食品開発プロモータ派遣事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岐阜県食品科学研究所（以下「研究所」という。）が実施する「食品開発プロモータ派遣事業」（以下「事業」という。）について必要な事項を定める。

(事業の目的)

第2条 岐阜県内の中小企業等が食品開発に関する技術的課題や問題点に直面した場合に、専門的知識や技術を持つ食品開発プロモータ（以下「プロモータ」という。）を派遣して専門的な指導等（コンサルティングやアドバイス、ただし実務を除く）を実施することにより、中小企業等の新商品や高付加価値な食品開発を支援する。

(対象事業)

第3条 対象とする支援事業は、次のとおりとする。

- (1) 岐阜県内に主たる事業所を有する中小企業及び中小企業団体等が実施する食品開発に関する事業
- (2) 県や市町村が主催する食品開発に関するセミナー・相談会等の事業
- (3) 研究所長が特に認めた事業

2 前項の規定に関わらず、次の者が実施する事業は対象とすることができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員等
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 第2項の規定に関わらず、支援申込みの内容が暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められるときは、支援の対象とすることができない。

(派遣事業の申請と決定)

第4条 プロモータの派遣を希望する企業等は、「食品開発プロモータ派遣事業申請書」（様式1）を研究所長に提出する。

2 研究所長は、申請書の内容について内部審査を行い派遣の可否を決定し、申請者に「食品開発プロモータ派遣事業決定通知書」（様式2）を送付する。

(プロモータの派遣)

第5条 プロモータの派遣は、対面を原則とし、研究所の職員が支援時に立ち会うことができるものとする。ただし、事前に申し出があり研究所長が認めた場合はオンラ

インによる支援も可能とする。

- 2 プロモータの派遣回数（オンラインによる支援を含む）は、年度内に1事業当たり10回までとする。ただし、研究所長が必要と認めた場合はこの限りでない。
- 3 プロモータの指導時間は、原則として1回につき3時間以内とする。ただし、研究所長が特に認めた場合はこの限りでない。
- 4 派遣事業の決定通知を受けた申請者（以下「事業対象者」という）は、各回において、事前にプロモータと支援内容の打ち合わせを行い、「食品開発プロモータ派遣依頼書」（様式3）を提出する。
- 5 研究所長は、「食品開発プロモータ派遣依頼書」の内容が適切であると認めた場合は、派遣するプロモータに「食品開発プロモータ派遣実施依頼書」（様式4）を送付するとともに、事業対象者には「食品開発プロモータ派遣決定通知書」（様式5）を送付する。なお、派遣しない場合は、派遣しない旨を通知する。

（報告書の提出）

第6条 プロモータは、派遣終了後遅滞なく、「食品開発プロモータ派遣報告書」（様式6）を研究所長に提出する。

- 2 事業対象者は、本事業が関連する新商品の開発等の成果が得られた場合、あるいはその旨について研究所長から照会があった場合には、可能な範囲で情報を提供するものとする。

（派遣事業の変更（中止）等）

第7条 事業対象者は、事業内容等の変更または事業の中止を希望する場合は、「食品開発プロモータ派遣事業変更（中止）申請書」（様式7）を提出し、研究所長の承認を受けなければならない。ただし、事業の軽微な変更についてはこの限りでない。

- 2 研究所長は変更（中止）の内容について内部審査を行い、事業対象者に「食品開発プロモータ派遣事業変更（中止）承諾通知書」（様式8）を送付する。

（謝金等）

第8条 研究所長は、第6条に定める「食品開発プロモータ派遣報告書」の提出があった場合には、プロモータにその対価として謝金と実費相当額の交通費を支払う。

- 2 指導に係る謝金の単価は、県の予算単価表に準じ、研究所長が資格等から妥当と判断した額とする。
- 3 指導に係る交通費の単価は、県の旅費規定に準じる。

(プロモータの登録)

第9条 プロモータは、食品開発に関する技術的課題等の解決に係るアドバイスを行うことのできる者で、次に掲げる者を対象とする。

- (1) コンサルタント業を営む者
- (2) 技術士、大学教員などの専門的知識や技術に係る資格を有する者
- (3) その他同等の能力・経験を有する者

2 プロモータの登録を受けようとする者は、「食品開発プロモータ登録申込書」(様式9)を研究所長に提出する。なお、再任を希望する場合は、「食品開発プロモータ登録申込書」の履歴書の提出を省略できるものとする。

3 プロモータの登録者の審査は、研究所長及び部長で構成される審査委員会で行う。

4 研究所長は、審査委員会においてプロモータ登録を決定した者に対し、プロモータの登録を行うものとする。

5 プロモータ登録の期間は、登録日からその登録日が属する年度の末日までとする。

6 研究所長は、登録を決定した者と再任の者に対し、「食品開発プロモータ登録通知書」(様式10)により登録決定の通知を行う。

7 プロモータ登録者が次のいずれかに該当すると審査委員会が認めた場合、研究所長はプロモータ登録の取消しを行うことができる。

- (1) 職務上知り得た情報等を他に漏らしたとき。
- (2) 職務の執行を怠ったとき。
- (3) プロモータとして不適当な行為をしたとき。
- (4) 心身の故障などの理由により、職務を全うできないとき。
- (5) 辞任の申し出があったとき。

(プロモータの義務)

第10条 プロモータは、職務上知り得た情報等を漏らし、又は、盗用してはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

2 プロモータは、この要領に基づき支援を行った事業対象者に対して、本職務に対する対価を求めてはならない。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、研究所長が別に定める。

## 附則

この要領は、令和元年6月14日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年1月12日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。